

議第171号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

<p>法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付</p>		350	を
<p>法第15条の4第1項、第3項（法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この表において同じ。）若しくは第4項の規定に基づく除票の写しの交付又は法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付</p>		350	
<p>法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付</p>		350	に改
<p>法第15条の4第1項又は第3項若しくは第4項の規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明書の交付</p>		350	

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法の一部改正により住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写

し等の交付に関する規定が設けられたことに伴い、規定を整備する必要がある
るので提案する。